マイナンバーカードが健康保険証

として利用できます!



マイナンバーカードを カードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。 ※顔写真は機器に保存されません。





オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある 電子証明書により医療保険の資格をオン ラインで確認します。



マイナンバーカードを健康保険証 として利用するためには、申込が 必要です。利用の申込は、マイナ ポータル*やセブン銀行のATM、医 療機関・薬局の顔認証付きカード リーダーでできます。

ここをクリック!

(*)子育てや介護をはじめとする 行政手続の検索やオンライン 申請がワンストップでできたり、 行政からのお知らせを受け取る ことができる自分専用のサイト



▼マイナポータル



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



ICチップには、受診歴や 薬剤情報などの個人情報 は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証 利用には、ICチップの中の「電子 証明書」を使うため、マイナンバー (12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイ ナンバーを取り扱うことはありま せんし、ご自身の診療情報がマイ ナンバーと紐づけられることもあ りません。

どんないいことが? 7つのメリット

より良い医療が 可能に!

本人が同意をすれば、初め ての医療機関でも、特定健診 情報や今までに使った薬剤 情報が医師等と共有でき、 より適切な医療が受けら れるようになります。

※薬剤情報は、2021年9月に診 療したものから3年分の情報 が閲覧できるようになります。



自身の健康管理に 2 日分の時2 役立つ!

マイナポータルで、2021年 10月から、自分の特定健診情 報を順次閲覧できるようにな り、自分の薬剤情報を閲覧で きるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降 に実施したものから5年分(直近 5回分)の情報が閲覧できるよう



ペンシャンシャング オンラインで 医療費控除が より簡単に!

マイナポータルで、2021年11月 から自分の医療費通知情報が 閲覧できるようになります。 また、2021年分所得税の確定 申告から、医療費控除の手続 で、マイナポータルを通じて 医療費通知情報の自動入力が 可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情 報について、閲覧・自動入力が可能 となります。

**** 手続きなしで限度額を 超える一時的な支払が 不要に!

限度額適用認定証がなくて も、高額療養費制度における 限度額を超える支払が免除 されます。

※自治体独自の医療費助成等につ いては、書類の持参が必要です。



※ 医療保険の 資格確認が スムーズに!

カードリーダーで 顔写真を確認すれば、 スムーズに医療保険 の資格確認ができ、 医療機関や薬局の受

け付けにおける事務 処理の効率化が期待 できます。



医療費の 5 事務コストの 削減!

医療保険の請求誤り等 が減少することから、 医療保険者等の事務 処理コストが削減で き、持続可能な制度 運営につながる見込 みです。



❷ 健康保険証 7 として ずっと使える!

就職や転職、引越を しても、マイナンバー カードを健康保険証 としてずっと使うこ とができます。

医療保険者が変わる 場合は、加入の届出が 引き続き必要です。

